

平成24年5月27日 制定成立
令和3年5月29日 一部改定
令和4年5月28日 一部改正

全国ローバースカウト会議憲章

第1条（名称）

1. この組織は、全国ローバースカウト会議と称する。
2. 英文表記は、Rover Scout Council of Japan とし、略語としてRCJと称する。

第2条（目的）

ローバースカウトは、公益財団法人ボーイスカウト日本連盟教育規程 7-31 に定められた目標に基づいて活動することで、自らの有為の生涯を築き、社会に奉仕する精神と体力を養うことが求められている。

そこで、この組織はローバースカウト同士の情報交換の場の提供や提言活動などを通して、全国のローバースカウトの活動を活性化させ、ひいてはボーイスカウト運動の発展に寄与することを目的とする。

第3条（設置）

この組織は、公益財団法人ボーイスカウト日本連盟（以下「日本連盟」）総コミッショナーの下に設置される。

第4条（構成）

1. この組織は、18歳以上25歳以下で、ローバースカウト又は指導者として日本連盟に加盟登録する者の加入によって構成する（以下「構成員」という）。
2. 但し、加入を望まない者は、その旨を申告することで加入を辞退することができる。

第5条（事業）

この組織は、第2条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 総会の開催
- (2) 全国会議の開催
- (3) 情報の発信、情報交換の場の提供
- (4) 青年の全国的なネットワークの構築による各活動の支援
- (5) 日本連盟への提言や事業参画
- (6) その他必要な事業

第6条（総会）

1. この組織は、原則1年に1回日本連盟の全国大会に併せて総会を開催する。ただし、運営委員会の決議に基づく臨時会については、この限りではない。
2. 総会は都道府県連盟（以下「県連盟」という）の代表者の参加によって行い、すべて公開するものとする。
3. 各県連盟の代表者は、発言し、決議に加わる。
4. 決議については、各県連盟代表者（委任状による参加も含む）の過半数の賛成をもって可決する。
5. 総会は、一般議案を審議するほか、次の決議事項を専決する。
 - (1) 全国及びブロック等の重要事項を決議又は承認すること。
 - (2) 前年度の事業並びに会計の報告を審議及び承認すること。
 - (3) 当年度の事業並びに予算の計画を審議及び承認すること。
 - (4) 当年度の運営委員を指名すること。

- (5) 附属部門等の設置を決議すること。
- (6) 憲章の事項を制定又は改定を決議すること。

第 7 条 (県連盟代表者)

1. この組織は、事業の遂行にあたり、各県連盟に代表者を定める。
2. 県連盟代表者は各県連盟に 1 名とし、任命は各県連盟に一任する。
但し、県連盟代表者は当該県内である程度の活動を行う、当該県連盟の代表者として望まれる資格を有する者とする。
3. 任期は当該年度の 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日までの 1 年間とし、再任を妨げない。
4. 県連盟代表者は積極的に所属県連盟の構成員と連絡を取り、他県連盟の代表者と意見・情報交換を行い、この組織の目的達成を目指す。
5. 県連盟代表者がその責務を全うできないときは、県連盟から新たに任命された者へ交代することができる。
6. 県連盟代表者が第 3 項で定められた任期で選出されていない県連盟に関して、該当県の承認後、該当ブロック代表の承認のもと途中で参加することができる。

第 8 条 (ブロック)

都道府県連盟が、効果的な施策の実施に向けて、RCJ 及び、近隣地区との密接な連絡調整を図り、スカウト活動の発展を期するために、全国を区分しブロックを設ける。

第 9 条 (常任機関)

第 1 項 (運営委員会)

1. この組織は、運営を円滑に行うために運営委員会を設置する。
2. 運営委員会には運営委員、アドバイザーの他、議長の指名する者が参加できる。
3. 運営委員会は必要に応じて議長が開催する。
4. 運営委員会の構成は次の通りとする。
 - (1) 議長 (1 名)
総会、運営委員会をまとめ、RCJ を代表する。
任期は 1 年とし、再任を妨げない。
 - (2) 副議長 (2 名)
議長を補佐し、議長が不在の時はこれを代理する。
任期は 1 年とし、再任を妨げない。
 - (3) 運営委員 (9 名)
運営委員会の中で必要とされた役務を分掌して担当する。
任期は 1 年とし、再任を妨げない。
5. 運営委員会は、委員の独任により業務を処理するほか、運営委員会内に下級部会として、タスクチーム等を置くことができる。その設置及び改廃は議長決定に拠り、その他の事項は 運営委員会規則の規定により、別途これを定める。
タスクチーム等には、特に業務補佐を担わせることを目的として、運営委員以外の者を補佐スタッフとして登用できるが、その登用には運営委員会の承認を経ることを要する。
6. 運営委員会は、この憲章に基づく業務を実施し、憲章の事項を補うため、または全国的なローバーリングの発展を推進するために、運営委員会規則を定めることができる。なお、制定した運営委員会規則は、会報により、速やかに公開されなければならない。ただし、運営委員会規則は、特に憲章に定めのある事項については、これに反する規則を制定することは出来ず、また総会により新たに当該事項について定める規定が憲章に制定された場合、その規則は 40 日後に失効する。

第 2 項 (附属部門等)

1. 運営委員会の業務補佐を担うため、次項に定める附属部門等を設置することができる。

その設置及び改廃については、総会決議に拠る。また、その名称、構成、所属員、任期、任務、選定、委嘱、その他の事項については、運営委員会規則の規定によって定めるものとする。

2. 附属部門等として、次に掲げるものを設置する。

ただし、附属部門等の乱立を防ぐため、その設置総計は10個を超えてはならない。

- (1) 附属部局
- (2) 分科会等

第10条（運営委員の選出）

1. 運営委員会の各委員は、総会の指名に基づき選出され、総会の承認をもって、正式に任命するものとする。
2. 選出する運営委員は、次の通りとする。
 - (1) 日本連盟定款第56条に定めるブロックから各1名。
 - (2) 前年度運営委員から選ばれた2名を含めた、RCJの活動を推進する者で、その合計数がブロックの代表の数を超えない。
3. 運営委員会の中から本憲章9-4に定める構成を互選によって決める。

第11条（アドバイザー）

1. この組織は、運営に係わる助言を求める者としてアドバイザーを選任することができる
2. アドバイザーは青年を教育するに足る品性と経歴を有する者で、年齢は30歳以上が望ましい。
3. 人数は若干名とし、運営委員会で選出し、総コミッショナーが任命する。
4. 任期は1年とし、再任を妨げない。

第12条（青年参画）

この組織は第2条に掲げる基本理念を実現し、構成員の自立した意思決定を確立するため、青年参画を推進する責務を有し、各構成員の青年参画を希求する権利を持つ。

第13条（事務局）

この組織は、事務局を日本連盟事務局内におく。

第14条（経費）

1. この組織にかかる費用は日本連盟支出金、寄付金、自己活動創出金などをもってあてる。
2. RCJの会計年度は4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

第15条（憲章改定）

憲章改定については、総会の決議で決定する。

第16条（付則）

本憲章は平成24年5月27日をもって成立し、施行する。

本憲章は平成25年5月26日をもって改定し、施行する。

本憲章は平成27年5月30日をもって改定し、施行する。

本憲章は平成30年5月26日をもって改定し、施行する。

本憲章は令和03年5月29日をもって改定し、施行する。

本憲章は令和04年5月28日をもって改定し、施行する。